



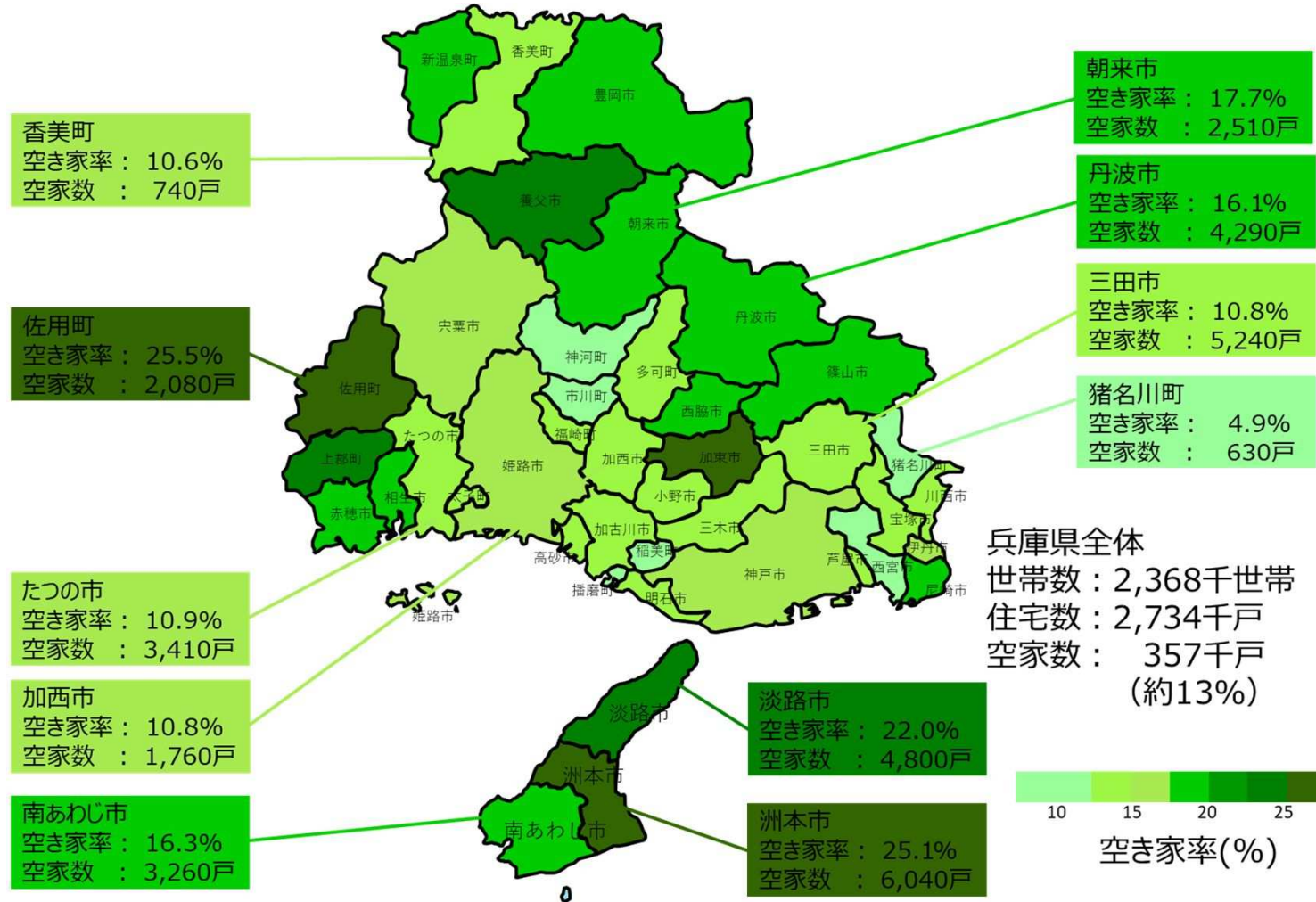
空き家対策の総合的推進

～予防・利活用・適正管理～

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課



兵庫県内市町の空き家率の状況 (H25)





兵庫県における空き家対策の取組

1 予防

○空き家対策マニュアルの作成

建築、不動産、法律など空き家に関わる専門家と連携し、空き家放置の危険性や具体的な活用・管理の方法をわかりやすく示した県民向けマニュアルを作成・配布

2 利活用

○空き家活用支援事業

空き家の有効活用や地域の活性化を図るため、一戸建て住宅の空き家や共同住宅の空き住戸を住宅や事業所、地域交流拠点として活用する際の改修費の一部を補助

3 適正管理

○空き家管理サービス支援事業

自治会等の地域団体が行う、空き家の状況確認や維持管理に対し、市町が補助する経費の一部を助成

○老朽危険空き家除却支援事業

倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれのある空き家の除却に対し、市町が補助する経費の一部を助成



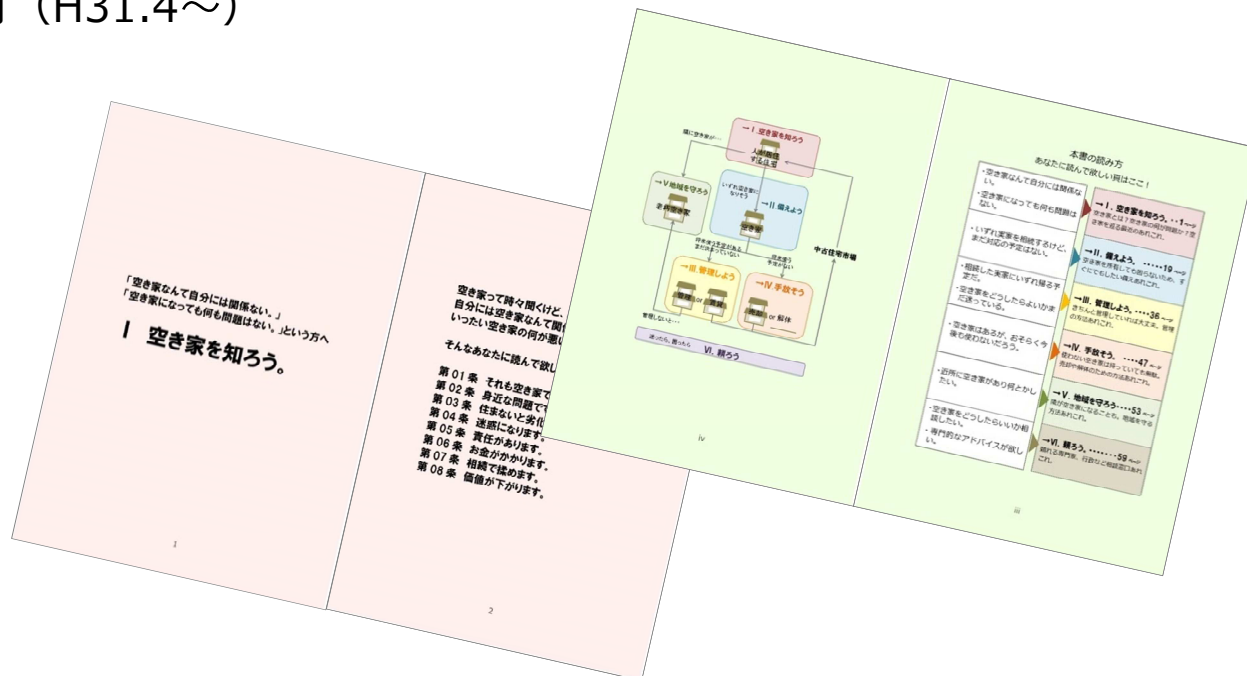
1 予防

○空き家対策マニュアルの作成【現在作成中】

- ・ 建築士をはじめ、建築、不動産、法律など空き家に関わる専門家と連携し、空き家放置の危険性、具体的な活用・管理の方法をわかりやすく示した手引書を作成
- ・ 現空き家所有者だけでなく、空き家の発生を事前に防ぐための予防策等の普及啓発として、住宅の所有者に対して配付（H31.4～）

～目次～

- I 空き家を知ろう。
 - 第01条 それも空き家です。
 - 第02条 身近な問題です。
 - ・
 - ・
 - ・
- II 備えよう。
- III 管理しよう。
- IV 手放そう。
- ・
- ・
- ・





2 利活用

○空き家活用支援事業

空き家の有効活用や地域の活性化を図るため、一戸建て住宅の空き家や共同住宅の空き住戸を住宅や事業所、地域交流拠点として活用する際の改修費の一部を補助（H25年度より実施）



いなかの空き家
(市街化区域外)

改修

住宅
(一般世帯、若年・子育て世帯)

事業所

地域交流拠点



まちなかの空き家
(市街化区域)

市町補助必須

補助額
50万円～750万円
補助率
1/3～3/4

平成 30 年度
ひょうごの空き家を
活用した移住・起業
のしおり

各種補助制度のご案内

空き家にすみたい

いづれも若年・子育て世帯の場合

いなかの空き家 (市街化区域外) 最大 250 万円	郊外型住宅地の空き家 (市街化区域外) 最大 230 万円	まちなかの空き家 (市街化区域) 最大 200 万円
敷地内にある農地を 譲渡する場合 最大 75 万円加算	移住型住宅団地の 共同住宅の空き住戸 (市街化区域) 最大 163 万円	まちなかの 共同住宅の空き住戸 (市街化区域) 最大 133 万円

※さらに、空き家の確保を促進する補助制度も実施しています。
※さらに現在の補助額により独自の補助が受けられる
可能性もあります。
P9・10

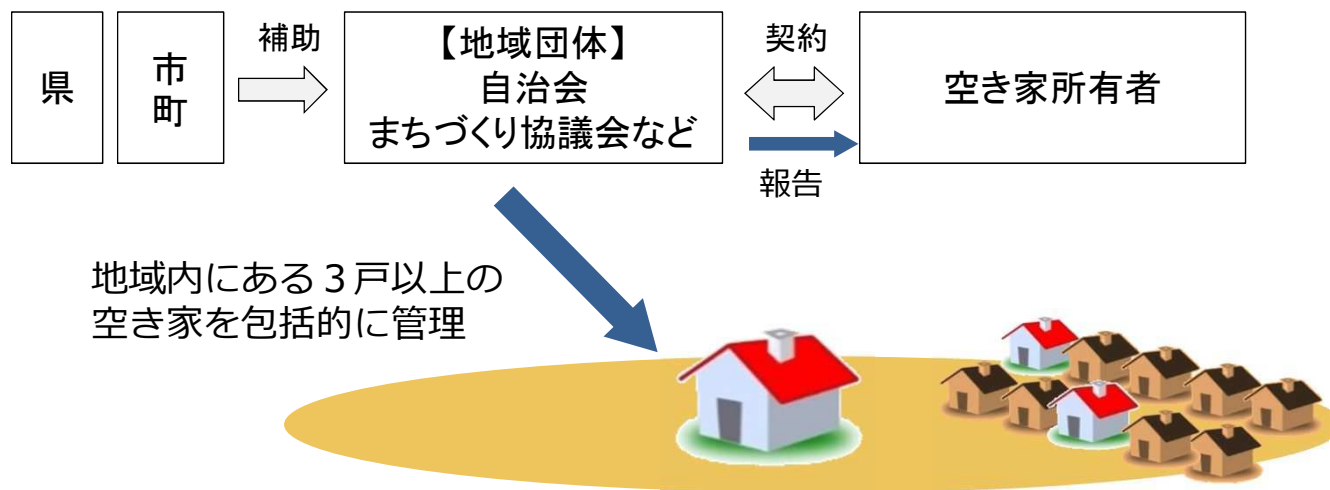
兵庫県



3 適正管理

○空き家管理サービス支援事業

地域の維持向上を図り、住民主体の地域づくりを行うため、空き家の状況確認や維持管理を行う自治会やまちづくり協議会等の地域団体に対して、市町・県が補助することにより、空き家放置による景観阻害など地域活力の低下を防止（H30年度よりモデル実施）



管理内容

- (1) 状況確認・・・敷地内外観目視点検
- (2) 維持管理・・・通風換気、雨漏点検、通水、草刈、簡易清掃等



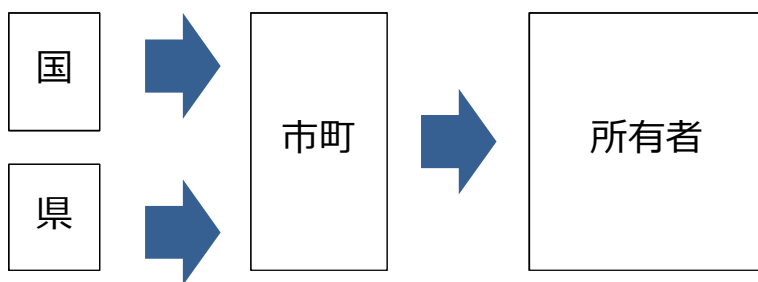
3 適正管理

○老朽危険空き家除却支援事業

倒壊等により前面道路や近隣など周辺に危険が及ぶおそれがあり、市町が空家等対策特措法、市町の条例又は要綱に基づき、助言・指導等を行っている空き家を所有者が除却する場合、その費用の一部を補助

● 補助割合・補助限度額（対象工事費200万円の場合）

国 1/3 (666千円)	県 1/6 (333千円)	市 1/6 (333千円)	所有者 1/3 (668千円)
---------------------	---------------------	---------------------	-----------------------

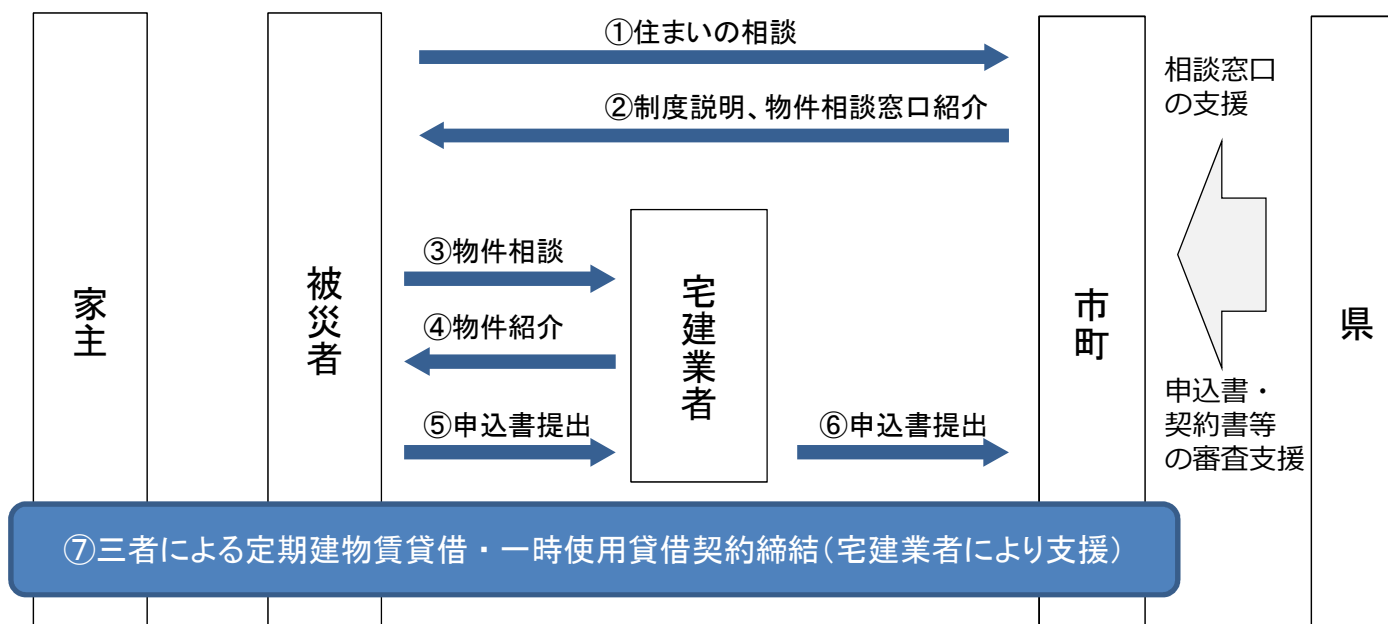




その他

○災害時に民間賃貸住宅の空き住戸を仮設住宅として確保する取組

【借上型仮設住宅提供事業の手続きの流れ】



※平時に、市町、協力宅建業者と連携したロールプレイング方式のマニュアル訓練を実施し、仕組みの実効性を高めていく